

別表第1（第3条関係）

補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存木造住宅の所有者等（注1）の依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅の所有者等（注1）が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅の所有者等（注1）が、登録工務店に依頼して行う当該住宅の耐震改修、非現地建替工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）
	限度額		
	38,000円/戸	356,000円/戸	1,553,000円/戸
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/戸を加算することができる。		ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額までとする。 耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの	①耐震診断士が設計するもの	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの、又は一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」という。）の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの。	②木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの ③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断（国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値（知事が認めたものに限り。）を用いるものを含む。以下同じ。）し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの。	③ 次のいずれかに該当するもの。 ア 耐震改修工事にあつては、以下のいずれかに該当するもの。 a. 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの。 b. 特殊型 a. と同等以上の耐震性があると知事が認めたもの。 イ 非現地建替工事にあつては、次の全てに該当するものに限り。 a. 当該住宅が津波浸水区域内に存するもの。 b. 住宅（耐震等級3（注2）以上のものに限る。）を、津波浸水区域以外に建て替えるもの。 c. 当該住宅を除却するもの。
		④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	
	対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。		
補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		

（注1）既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及びき家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。

（注2）耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。

別表第2（第3条関係）

補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建設業者に依頼して行う当該住宅の耐震改修、非現地建替工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）。
	限度額		
	38,000円/戸	356,000円/戸	1,553,000円/戸
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/戸を加算することができる。		ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの。	①一級建築士又は二級建築士が設計するもの。	①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。
	②一級建築士又は二級建築士により実施するもの。	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士又は二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの。	③耐震改修工事について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの。
	③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの。	③耐震改修計画について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの。 ④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	④非現地建替工事にあつては、次の全てに該当するものに限る。 a. 当該住宅が津波浸水区域内に存するもの。 b. 住宅（耐震等級3（注2）以上のものに限る。）を、津波浸水区域以外に建て替えるもの。 c. 当該住宅を除却するもの。
	対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。		
補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第III編第1章イ-16-(12)-①第4項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差については2分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		

（注1）既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。

（注2）耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。

別表第3-1 (第3条関係)

補助事業名	木造住宅段階的耐震改修支援事業
補助事業者	市町村
	既存木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)
	限度額
	1,271,000円/戸
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの。</p> <p>①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。</p> <p>②木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅に係るもの。</p> <p>③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が0.7以上となる、又は1階部分の評点が1.0以上となるもの。</p> <p>④申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にすることを誓約書が提出されていること。</p> <p>⑤既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注)を導入している市町村であること。</p> <p>⑥対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p>
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(注)代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう

別表第3-2 (第3条関係)

補助事業名	非木造住宅段階的耐震改修支援事業
補助事業者	市町村
	既存非木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)
	限度額
	1,271,000円/戸
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①一級建築士又は二級建築士が、耐震改修工事の現場確認等を実施するもの</p> <p>②非木造住宅耐震診断補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士、二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの</p> <p>③耐震改修工事により、一級建築士又は二級建築士により「安全性が向上した」ことが確認されたもの</p> <p>④申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ建築士により示された耐震改修計画を実施することの誓約書が提出されていること。</p> <p>⑤既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注)を導入している市町村であること</p> <p>⑥対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く</p>
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(注)代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう

別表第4（第5条、第7条の2関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5（第3条関係）

補助事業名	コンクリートブロック塀安全対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者又は市町村が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額
	407,000円／件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路に位置する危険性の高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第14項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差の2分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～7を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- ②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

別表第6（第3条関係）

補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	老朽住宅等（注）を、所有者又は市町村が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
	限度額
	1,675,000円／件
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）「老朽住宅等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①木造等においては別添測定基準表1の評点の合計が100点以上のもの
- ②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2の評点の合計が100点以上のもの
- ③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の評点の合計が100点以上のもの
- ④空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する、空家等対策計画に基づき除却が行われ、跡地が地域活性化のために供されるもの

公的賃貸住宅型 （中間管理住宅）

補助事業名	空き家活用促進事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける空き家（公営住宅を除く。）を、公的住宅等（注1）として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額
	9,324,000円／戸 (ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円／戸)
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	<p>① 改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。</p> <p>② 改修後の断熱等性能等級が3以上である、又は断熱改修工事（別添空き家活用リフォーム設計基準【標準型】）を実施するもの。</p> <p>③ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事及び断熱改修工事を実施する必要がない場合にあつては、高齢化対応等、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注2）を実施するもの。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア バリアフリー工事 イ トイレの水洗化工事 ウ 内装木質化工事</p> <p>④ 借り受ける空き家については、事業完了後、補助事業者が公的住宅等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの。</p> <p>⑤ 対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）。</p> <p>⑥ 当該事業を同一年度内に5以上実施する市町村にあつては、1以上を「こうち健康・省エネ住宅」として再生する市町村に限る。</p>
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注1）公的住宅等のうち「就寝の用に供する居室を存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物」は、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限る。

（注2）改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。

別表第8（第3条関係）

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	住宅等の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え等に関する調査、計画策定、及び出張説明会に要する経費	
	事業別限度額	
	戸別訪問	3,800円／戸
		(ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。)
	地区カルテの作成	2,600円／戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進に関する調査、及び計画策定	12,000,000円 (委託料等の合計)
	出張説明会	30,000円／回
	ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。	
補助要件	「高知県における住宅・建築物の防災性の向上による住民の安全・安心の確保(防災・安全)」に定める「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づいた取組を行う市町村が実施するもの	
補助率	4分の1以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

別表第9（第3条関係）

補助事業名	空き家対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家の除却又は活用の加速化を図るために行う空き家の調査及び実態を把握するために要する経費。ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業で実施する「戸別訪問」及び「地区カルテの作成」に要する経費を除く
	限度額
	100,000円／戸
補助要件	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する、空家等対策計画に基づき行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる

民間賃貸住宅型

補助事業名	空き家活用費補助事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために 行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額
	1,857,000円/戸
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要支援者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）
補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注1）空き家の所有者から空き家を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要支援者への居住等支援をしている団体（任意団体を除く。）

（注2）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）

※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度

※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ

別表第11（第3条関係）

補助事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業				
補助事業者	市町村				
補助対象経費	危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する経費				
	限度額				
	除却費	建設又は購入費			
	危険住宅の除却に要する費用	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利8.5%を限度とする。）に相当する額の費用			
		危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する費用	土地取得に要する費用	敷地造成に要する費用	
975,000円／戸	4,650,000円／戸	2,060,000円／戸	608,000円／戸		
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの				
	①市町村が作成する危険住宅移転に関する事業計画（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③3.）に基づき行うものであること				
	②土砂災害特別警戒区域内から区域外への移転を行うものであること				
	③対象となる危険住宅は、原則として除却すること				
補助率	4分の1以内				
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				

別表第12 (第3条関係)

補助事業名	住宅等土砂災害対策促進事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	危険住宅等を土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りにより想定される衝撃に対して一定の耐力を有する、外壁の改修や塀等の設置工事に要する経費
	限度額
	772,800円/戸又は工事費に23%を乗じて得た額のいずれか低い額
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①一級建築士又は二級建築士が土砂災害対策を計画したものであること ②建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第13（第3条関係）

補助事業名	家具等安全対策支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	住宅の所有者等及び市町村が行う家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、及びガラスの飛散防止に要する経費
	限度額
	32,000円／戸
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	<p>ガラスの飛散防止については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散の恐れのないものではない。 ・ 飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、JISA5759のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満足するものである。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

補強コンクリートブロック塀の点検表
 (鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	2.2mを超えている	
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	
		高さ2m以下で10cm未満	
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っていない	
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っていない	
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出していない	
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がない	
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	7項目のうち1つでも当てはまれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	1.2mを超えている	
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10未満	
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出していない、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍未満	
4	基礎	根入れ深さが20cm未満	
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	6項目のうち1つでも当てはまれば、組積造の塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

木造の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の腐朽又は破壊の程度	③基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁（注）	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの（注）	15	
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの（注）	25	
		⑤屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	
延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

合計	点
----	---

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1	構造一般の程度	①基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の劣化又は破壊の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁（注）	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの（注）	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	
外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30				

合計	点
----	---

（備考）一の評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、該当評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1	構造一般の程度	①基礎	耐力壁の基礎がコンクリートブロック造でないもの	10	55
			耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
			基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の劣化又は破壊の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁（注）	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの（注）	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根（ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表1の測定基準及び評価点を適用するものとする。）	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	
外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30				

合計	点
----	---

（備考）一の評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

空き家活用リフォーム設計基準

【標準型】

項目	内容			
断熱改修工事	右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。	「寝室＋トイレ」又は「居間＋脱衣室」を含む階全体		
		「寝室＋トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下		
		「居間＋脱衣室」とそれらの室をつなぐ廊下		
バリアフリー工事	右記のうち、いずれかの項目を一以上を実施すること。	手すりの設置工事	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空家内)	住戸1戸につき、1)から6)の施工部位のうち少なくとも3施工部位以上施工するもの
		段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 廊下の床	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの
		廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの
トイレの水洗化工事	和式便器から洋式便器等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改善するものに限る。)			
内装木質化工事	内装仕上げに県内産の木材を使用する。			

【こうち健康・省エネ住宅型】

こうち健康省エネ住宅型の工事は上記の断熱改修工事とバリアフリー工事に加えて以下に示すリフォーム工事を行うものとする。

空気環境 (シックハウス対策)	建築基準法(昭和25年法律第2の1号)第28条の2の規定に基づくシックハウス対策(内装仕上げ規制)の実施		
地域材利用	いずれかの選択項目を一つ以上採用すること	内装仕上げに県内産の木材を使用	
		内装仕上げに土佐和紙等の県内産の建築資材を使用	

別表 断熱改修設計基準

断熱改修範囲 (いずれかのゾーンを選択)		左記の断熱改修工事の範囲において、次の組み合わせのいずれかを実施																					
「居間+脱衣室」 又は「寝室+トイレ」 を含む階全体	「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下	「居間+脱衣室」とそれらの室をつなぐ廊下	開口部 ※1				屋根又は天井		外壁				床		外壁及び間仕切り壁								
			改修後の熱貫流率 (W/mK)				改修後の熱抵抗値 (mK/W)																
			基準値	2.33以下	2.33超～3.49以下	3.49超～4.65以下	4.65超	屋根:4.6 天井:4.0	1.8	2.2 ・気流止め設置共		1.199997559		床:2.2		0.9		2.2 ・外壁は気流止め共 ・間仕切り壁は気流止め 設置のみでも可		1.2 ・対象間仕切り壁は 気流止め設置のみも可			
改修仕様 (例)	木製(又はプラスチック製)サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	金属・プラスチック(木)複合構造サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	木製(又はプラスチック製)サッシ+複層ガラス(A12)に交換	金属製熱遮断構造サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	2重サッシ又は複層ガラス(A6)に交換	既存単板ガラス+断熱フィルム※2貼り	熱伝導率 区分C 【λ】 =0.04～0.035】	熱伝導率 区分D 【λ】 =0.034～0.029】	熱伝導率 区分C 【λ】 =0.04～0.035】	熱伝導率 区分D 【λ】 =0.034～0.029】	熱伝導率 区分C 【λ】 =0.04～0.035】	熱伝導率 区分D 【λ】 =0.034～0.029】	熱伝導率 区分C 【λ】 =0.04～0.035】	熱伝導率 区分D 【λ】 =0.034～0.029】	熱伝導率 区分C 【λ】 =0.04～0.035】	熱伝導率 区分D 【λ】 =0.034～0.029】	熱伝導率 区分C 【λ】 =0.04～0.035】	熱伝導率 区分D 【λ】 =0.034～0.029】	熱伝導率 区分C 【λ】 =0.04～0.035】	熱伝導率 区分D 【λ】 =0.034～0.029】			
							屋根: 185mm 天井: 160mm	屋根: 160mm 天井: 140mm	75mm	65mm	90mm	75mm	50mm	45mm	90mm	75mm	40mm	35mm	90mm	75mm	50mm	45mm	
1	●						●																
2	●										●												
3	●														●								
4	●																			●			
5	●								●														
6	●													●									
7	●																●						
8	●																					●	
9			●					●													●		
10			●																		●		
11			●							●					●						●		
12			●												●						●		
13			●						●														
14			●														●						●
15				●				●															
16				●											●						●		
17				●					●														●
18				●					●					●				●					
19					●			●															
20					●				●														●
21					●				●						●								

※1 小窓などの開口部において、その開口部の面積の合計が改修範囲の床面積の2%以下の場合については、断熱改修の対象から除外する。
 ※2 断熱フィルムは、遮蔽係数(3mm厚フロートガラスを1とし、ガラスにフィルム貼付した場合の日射取得率の割合)0.80未満を満足するものに限る。